

仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会の廃止及び今後の対応について

1 概要

放課後児童対策については、これまで、国の「新・放課後子ども総合プラン」のもと、児童クラブの受け皿整備や全児童を対象とした放課後の多様な居場所づくりが推進されてきたところであるが、その後継として示された「放課後児童対策パッケージ」の内容を踏まえ、当該プランに基づき設置・運営してきた「仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会」について、今後の方向性を以下のとおりとする。

- 令和6年度末をもって、仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会を廃止する
- 今後の放課後児童対策については、子ども・子育て会議において進捗管理等を行う

2 新・放課後子ども総合プランと放課後児童対策パッケージについて

（1）新・放課後子ども総合プラン

平成30年9月に厚生労働省と文部科学省において策定。放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等がとりまとめられたもの。

（2）放課後児童対策パッケージ

新・放課後子ども総合プランの最終年度（令和5年度）においても、目標である152万人分の放課後児童クラブの受け皿整備目標の達成が困難であり、待機児童は依然として約1.6万人存在していることから、早期の受け皿整備の達成に向け、令和5～6年度に取り組む内容として、令和5年12月に、子ども家庭庁と文部科学省より示されたもの。

放課後児童対策として、「放課後児童クラブの受け皿整備等の推進」や「全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策」が盛り込まれている。

3 仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会

- ・放課後子ども総合プランの適切かつ円滑な実施と、本市の実情に応じた効果的な児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討するため設置
- ・委員は、学識経験者や放課後子ども総合プランの実施関係団体の構成員（児童クラブ及び放課後子ども教室）等で組織
- ・現委員の任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

「新・放課後子ども総合プラン」においては、市町村の役割として運営委員会を設置することが定められており、国から示された主な検討内容を検討する場として、本市においても、放課後子ども総合プラン運営委員会を設置している。

一方、「放課後児童対策パッケージ」においては、放課後児童対策を協議する有効な場として運営委員会の継続が要請されているものの、具体的な検討内容等は示されていない。

4 仙台市子ども・子育て会議

- ・「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する事業計画の策定などについて、子どもの保護者を含む子育て支援当事者などの意見を聴くために設置
- ・委員は子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成（別紙：「仙台市子ども・子育て会議委員名簿」参照）
- ・現委員の任期は令和4年6月8日から令和7年6月7日まで
- ・本市附属機関であり、仙台市こども若者局こども家庭部総務課が所管

5 今後の放課後児童対策にかかる進捗管理・検証

以下の点を鑑み、令和7年度以降については、放課後子ども総合プラン運営委員会に代えて、子ども・子育て会議において審議いただくこととする。

① 国の示す「放課後児童対策パッケージ」の事項は、主に新・放課後子ども総合プランの継続であり、「学校施設を活用した放課後児童クラブの整備」や「放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携」等について、教育委員会との連携のもと進める体制が構築できている。

② 子ども・子育て会議は、次期すこやか子育てプラン「(仮称)せんだいこども若者プラン2025」の策定や各施策の計画的な推進及び実施状況について調査審議するものであり、放課後児童対策に係る事業も含まれている。今後、当会議の委員に、放課後子ども教室の運営にかかる人材を新たに選定することにより、放課後の多様な居場所づくりの視点からも、本市施策の検証・進捗管理を行うことが可能になる。